

情報提供日：令和8年9月3日
下線部が前回との変更点になります

龍ヶ崎市が通知した介護保険料(特別徴収額)と日本年金機構から通知された
介護保険料が相違している事案の発生について【第三報】
(令和8年9月3日 午前9時 現在)

龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課が、令和8年7月13日に発送した「令和8年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知」において、日本年金機構から送付された年金振込通知書に記載された介護保険料額と異なる事案が発覚しました。

本事案による10月納付分(第4期)以降の対象者、影響額がないことが確認できましたのでお知らせします。

【事案の概要】

- 事案発覚日 令和8年8月7日(金)午後3時頃 市民からの問い合わせにより発覚
- 原因 龍ヶ崎市が業務委託しているシステム保守管理会社(株式会社両毛システムズ)のシステムプログラミングの誤りによるもの(8月17日にシステム保守管理会社からの報告により特定)
- 対象 (第3期分) 龍ヶ崎市第1号介護保険被保険者(65歳以上のすべての人)で特別徴収(受給している年金からあらかじめ介護保険料を天引きされることにより納付する方法)の方
 - ・特別徴収のうち相違があった対象者数:18,407人
内訳:追加納付 14,282人／還付 4,125人
 - ・影響額:39,893,700円
内訳:追加納付 25,758,400円／還付 14,135,300円
- 概要 令和8年度介護保険料の特別徴収をする際、10月納付分(第4期)以降の負担が極端に過大・過小とならないよう、年額を鑑みて8月納付分(第3期)から平準化のためシステム処理を行った上で、本市が通知書を発送した。
本来であれば、年金振込通知書に記載されている第3期の徴収額は平準化後の金額となるものが、市民の問い合わせを受け、8月7日に日本年金機構に問い合わせたところ、同機構の通知書が平準化前の金額であることが判明した。
- 10月納付分(第4期)以降 本事案による影響等はありません。令和8年7月13日に発送した「令和8年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」に記載された金額のと通りの特別徴収となります。

■主な経緯及び現在の状況

日付	内容
7/13(月)	令和8年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書を発送
8/7(金)	市民からの問い合わせにより、事案を確認。対象者等確認作業を開始
8/17(月)	システム保守管理会社より、本件にかかる概要・謝罪文を受領
8/31(月)	専用コールセンター開設
9/2(水)	対象者全員にお詫び状を発送

【専用コールセンター】

電話番号:0277-40-2068

受付時間:午前9時～午後5時

開設期間:令和8年8月31日(月)～9月18日(金)※土日を除く

【今後の対応】

〈還付対象者へ〉:9月中旬から下旬を目途に還付通知書を送付予定

〈追加納付対象者へ〉:10月中旬から下旬を目途に通知書及び追加納付の納付書を送付予定

担当課	龍ヶ崎市 健康スポーツ部 介護保険課 介護保険グループ 担当者:沼尻・石橋(ぬまじり・いしばし) 連絡先:0297-60-1529(直通)
-----	---